もうすぐ平成 29年 労務関係制度ほか 改正で変わること

平成 29 年から労務関係制度ほかでいくつか重要な改正がありますので、要点をご紹介いたします。

1 マイナンバー 社会保険で一部適用開始

- (1) 「組合健保」では使用開始となり、H29.1.1 以降提出する被保険者資格取得届出などにマイナン バーを記入します。また H29.1.1 現在在籍する被保険者については、全員のマイナンバーの提 出が必要ですが、時期・様式は未発表です。なお、「協会けんぽ」での利用開始日は未定です。
- (2)「日本年金機構」では H29.1 以降準備が整い次第、<u>年金の相談・照会業務に際して</u>マイナンバーを求めます。今後は相談窓口で、年金手帳のほか通知カードと免許証等が必要になります。

2 雇用保険の適用対象拡大(生涯現役!) H29.1.1 より

H29.1.1 以降は雇用保険の年齢制限が撤廃されます。このため満 65 歳に達した人で、<u>週 20 時間以上かつ 31 日以上継続雇用の見込みの人(雇止めが明確でない人)</u>は、「高年齢被保険者」となり、(「高年齢継続被保険者」で自動処理される方以外は) ハローワークに届出が必要です。

- ・従って、65歳以上で被保険者となった方が失業した時、雇用保険の支給対象者となります。
- ・H32.3.31 までは雇用保険料は免除されます(事業主・従業員負担分とも)。

3 育児休業・介護休業給付金要件緩和 H29.1.1より

仕事と介護、仕事と育児の両立を支援するための制度改正の主な内容です。

	項目	改正前(現行)	改正後(H29.1.1~)
	1)介護対象家族拡大 祖父母、 兄弟姉妹、孫の該当条件	同居かつ扶養が条件	<u>廃止</u>
仕事と介護	2)介護休業給付金 開始前賃金 に対する給付割合の拡大	H28.7 以前から休業開始の 場合、 <u>40%</u>	H28.8 以降休業開始の 場合、 <u>67%</u>
	3)介護休業の分割取得 休業とは:2週間以上の休業 のこと	介護対象家族1人につき、原 則 <u>1回のみ</u> 通算93日まで取 得可能	3回まで分割取得可能
	4) 有期契約労働者の介護休業取得要件緩和 (申出時点で過去1年以上継続雇用されている人について)	① 休業開始 93 日経過後も雇用継続見込みであり、かつ② 経過後のさらに1年後まで雇用が更新されないことが明らかではないこと	①廃止②「6ケ月」に緩和
仕事と育児	1) 有期契約労働者の育児休業取得要件緩和 (申出時点で過去1年以上継続雇用されている人について)	①子が 1 歳になった後も雇用継続見込みがあること。 ②但し、子が 2 歳になるまで雇用契約が更新されないことが明らかである者は除く	①廃止 ②「1歳6か月」に緩和

4 所得税 セルフメディケーション税制開始(H29.1より領収書を保存)

各自が健康を維持し疾病を予防する取り組みに、税制から支援するものです。 店頭で買える該当医薬品(「OTC 医薬品」という、例えば風邪薬など)の年間購入 合計額(上限)100,000 円-12,000 円の額を所得控除できます。医療費控除と どちらか有利な方を選択できます。主な条件は次のとおりです。



- (1) 保存する領収書に、当該商品が OTC 医薬品に該当すること等が明示されていること。
- (2) 申告者は、その年に定期健康診断、健康診査、がん検診、メタボ検診、予防接種のいずれかを 受けたこと。

5 個人型確定拠出年金(個人型 DC)制度の改正 H29.1.1より

すべての方が加入できるようになります。サラリーマンの上乗せ加入や専業主婦等の加入もできます。一定の掛金上限がありますが、全額所得控除できるメリットもあります。最近は金融機関の PR も目につくようになってきています。

@12月の予定

12/12·11月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

1/ 4・10月決算法人の確定申告

・1,4,7月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日





発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅篭町 3-1-4 食糧会館 3階 TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL http://kuronuma-ac.jp/E-Mail info@kuronuma-ac.jp